



平成 25 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 ファナック株式会社
代表者名 代表取締役社長 稲葉善治
(コード番号: 6954)
問合わせ先 常務取締役 岡田俊哉
(連絡先: 0555-84-5555)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 44 回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 現行定款第 2 条（目的）につきまして、現在実施していない事業目的を削除するものであります。
- ② 公告閲覧の利便性の向上および費用削減を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- ③ ロボットの開発の強化および社外取締役の導入のため、取締役の員数の上限を 16 名以内から 18 名以内に変更するものであります。
- ④ 社外取締役の招聘を容易にするために社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、全監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目 的） 当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 数値制御システムの製造および販売 (2) サーボモータの製造および販売 (3) 数値制御応用機械の製造および販売 (4) サーボ応用装置の製造および販売 <u>(5) 前各号に付帯するかまたは関連する工事の請負</u> <u>(6) (条文省略)</u></p> <p>第4条（公告の方法） 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第21条（員 数） 当社の取締役は<u>16名</u>以内とする。</p> <p>第29条（取締役の責任免除） (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第2条（目 的） 当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } (2) } (現行どおり) (3) } (4) } (削 除)</p> <p><u>(5) (現行どおり)</u></p> <p>第4条（公告の方法） 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第21条（員 数） 当社の取締役は<u>18名</u>以内とする。</p> <p>第29条（取締役の責任免除） <u>(1) (現行どおり)</u> <u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 25 年 6 月 27 日（予定）
平成 25 年 6 月 27 日（予定）

以 上